山口県岩国市周東町下須通
字押ケ迫　三五九番　一号及び三号
三五八番四　二号
八五番　四号
字兼迫　三六一番一　五号、六号、十一号及び十二号
字大迫　七三番　七号
字東迫　七一番二　八号及び九号
字風呂の本　一一七番一　十号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
西本谷大川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県柳井市神代
字山田　三八四七番一　一号
三八四六番一　二号
三八四八番一　八号
字埒前　二二六五番　三号
字峠前　三八七一番　四号
字立岩　一四八八番　五号
三八五〇番　六号
一四八六番　七号
三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大向川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県周南市大字大向
字二俣　一六七八番一　一号
一二三四番　四号
一二三三番　五号及び六号
一二二八番　七号
一六六四番一地先水路敷　八号
一六七二番八　九号
字堂ノ浴　一二三五番　二号及び三号
四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
上宇津根上川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
イ　山口県阿武郡阿東町大字徳佐中字丸山五一七番地内四等三角点丸山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を平成二十七年国土交通省告示第四百二十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三三一度〇九分〇九秒　一号
標柱一号から八〇度一一分四二秒　二号
八九・五一五メートルの地点
標柱二号から一〇四度三六分五〇秒　三号
二五・三〇三メートルの地点
標柱三号から一三四度一四分三九秒　四号
二四・五五〇メートルの地点
標柱四号から一八六度四一分二六秒　五号
二一・一五七メートルの地点
標柱五号から二二六度二八分二九秒　六号
四一・八四三メートルの地点
標柱六号から一三四度三九分四七秒　七号
二七・六六二メートルの地点
標柱七号から二二二度〇四分五八秒　八号
九・六一五メートルの地点
標柱八号から三一一度四六分五〇秒　九号
三四・七八九メートルの地点
標柱九号から三五二度五七分一五秒　十号
一〇・六〇六メートルの地点
標柱十号から三四度四八分一七秒　十一号
三八・六九四メートルの地点
標柱十一号から三二九度二一分一七秒　十二号
一三・五七六メートルの地点
標柱十二号から二四八度一〇分〇三秒　十三号
六八・九二〇メートルの地点
標柱十三号から二七六度三二分一一秒　十四号
三四・二七〇メートルの地点
ロ　山口県阿武郡阿東町大字徳佐中字丸山五一七番地内四等三角点丸山を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱十五号から十九号までを順次結んだ線及び標柱十五号と十九号を平成二十七年国土交通省告示第四百二十八号で指定した同号二に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三二五度一一分五五秒　十五号
一〇五七・一八八メートルの地点
標柱十五号から二九五度一二分五八秒　十六号
一七一・〇八二メートルの地点
標柱十六号から一一度二一分二〇秒　十七号
二〇・〇〇一メートルの地点
標柱十七号から六九度五四分二八秒　十八号
一一二・四五五メートルの地点
標柱十八号から九二度三六分二八秒　十九号
七〇・九八八メートルの地点
五(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
小河内川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口県長門市大字深川湯本字湯の後五一〇番地一地内三等三角点十郎畑を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三三八度一二分五四秒　一号
四二五・〇七七メートルの地点
標柱一号から一〇六度一四分三四秒　二号
六五・八九六メートルの地点
標柱二号から一四八度一四分三七秒　三号
二二二・三三九メートルの地点
標柱三号から二一七度二六分五六秒　四号
四三・二六一メートルの地点
標柱四号から二八七度三八分四六秒　五号
一二〇・九八八メートルの地点
標柱五号から二〇五度三三分五六秒　六号
三六・〇〇八メートルの地点
標柱六号から二七一度五〇分〇九秒　七号
八四・九一四メートルの地点
標柱七号から四度四〇分二五秒　八号
一〇〇・〇四六メートルの地点
標柱八号から八五度二八分三七秒　九号
八〇・三九二メートルの地点
標柱九号から三八度一六分四四秒　十号
一九・三四一メートルの地点
標柱十号から三五〇度〇七分五二秒　十一号
七七・二九七メートルの地点
標柱十一号から三一一度五三分〇五秒　十二号
三八・一七〇メートルの地点
六(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
大羽山西川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
山口県長門市俵山字大羽山一五五〇番地内四等三角点宮の台を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と十二号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から三一一度四四分四三秒　一号
三三四・三九四メートルの地点
標柱一号から二九七度三九分一一秒　二号
一五・八九九メートルの地点
標柱二号から二二度三七分三四秒　三号
三八・一六三メートルの地点
標柱三号から三四七度三二分三五秒　四号
五一・〇六五メートルの地点
標柱四号から二九度二二分四六秒　五号
一三七・〇二七メートルの地点
標柱五号から四一度三〇分二七秒　六号
一七五・三八一メートルの地点
標柱六号から一〇七度二九分五六秒　七号
一四・七八九メートルの地点
標柱七号から一八〇度五八分五七秒　八号
一二〇・七六三メートルの地点
標柱八号から二一〇度五三分二八秒　九号
八九・九八一メートルの地点
標柱九号から二四三度五六分一五秒　十号
一二七・八九五メートルの地点
標柱十号から一六一度四〇分三九秒　十一号
三〇・六三六メートルの地点
標柱十一号から二一八度五三分三六秒　十二号
二一・五七〇メートルの地点
七(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
畑南川
(二)　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域
山口県萩市大字紫福
字畑後　五〇九番　一号から六号まで